

給付奨学生採用候補者の自宅外月額支給早期化に係る手続きについて

大学等の給付奨学生採用候補者に限り、自宅外月額に係る審査を進学前から開始し、基準該当者への自宅外月額の支給開始時期を早期化することになりました。つきましては、下記要件に該当し、自宅外月額支給早期化を希望する方は必要書類を期日内に学生課に郵送してください。

1. 対象者 以下の①～③全てに当てはまる方に限ります。

- ① 令和6年度大学等予約採用における給付奨学生採用候補者
- ② 本学の入学許可を得ており、本学に入学することが確定している方
- ③ 本学が定める期限までに、提出書類を学生課まで郵送が可能な方

2. 提出書類

- ① 納付様式35「通学形態変更届（自宅外通学）」（両面印刷）
- ② 自宅外通学を証明する書類（賃貸契約書の写し等）
- ③ 採用候補者決定通知書 表面（進学先提出用ページ）のコピー

上記の全ての書類が揃えることができない場合、入学後に自宅外月額支給申請を行ってください。

3. 提出期限

提出期限：2024年3月15日（金）必着

4. 送付先

〒464-8662

名古屋市千種区星が丘元町17番3号

学校法人栄山女学園大学 学務部学生課 奨学生担当宛

5. その他

- ・入学後でも手続きは可能です。
- ・期限までに手続きをし、審査を問題なく通過した場合、自宅外月額は5月から支給開始予定です。
- ・期限までに提出しても、書類不備等により支給開始が遅れることがあります。
- ・自宅外通学を証明する書類を提出しても、入学後に進学届を提出しない場合は、奨学生は振り込まれません。
- ・複数の大学で手続きした場合、進学先確認のために交付が遅れることがあります。
進学先未定の場合は、入学後の手続きとしてください。
- ・入学後の手続きの場合、審査終了までは自宅通学月額での振込となります、審査終了後に差額が支給されます。

通学形態変更届(自宅外通学)

本様式作成に当たっては必ず別紙の記入例をご参照ください。
自宅外通学の申請には給付様式35に加えて賃貸借契約書などの証明書類も併せて必要です。

奖学金・予約採用候補者→学校
→自宅外センター

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願い出ます。

なお、確認書で確認し同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、

確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

第一種奨学金の貸与月額については、諸規定に基づき現在の月額から増額又は減額された額(複数あるときは機構の定める額)に変更されることがあります。ことに同意し、併給調整に伴う月額変更により、既に振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は、諸規定の定めに基づき、第一種学資貸与金として取り扱うことに対応します。

黒い太枠線内は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。未記入の場合は不備返送となります。

大学	学部	学科(科)	年次	提出日	西暦 20 年 月 日	
短期大学	課程	研究科		生年月日	西暦 20 年 月 日	
学校				学籍番号		
奨学生番号	又は	採用候補者決定通知登録番号				
5 2 0						進学届入力日
					月 日	

■ 通学形態変更 自宅通学 → 自宅外通学

自宅外通学要件及び提出書類の確認		「自宅外通学要件確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 (該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付) ⇒ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G				
自宅外への入居日		西暦 20 年 月 日	入居			
契約期間		西暦 20 年 月 日	～	西暦 20 年 月 日		
家賃・寮費発生年月日		西暦 20 年 月 日	いずれかに該当する場合☑を記入	<input type="checkbox"/> フリーレントにより、左に記載の年月日から家賃・寮費発生		
自宅外住所		〒	—			
生計維持者①(現住所)		生計維持者①(続柄:)	〒	—		
生計維持者②(現住所)		生計維持者②(続柄:)	〒	—		
キャンパス住所		〒	—			
自 宅 外 要 件		下記①～④に当てはまるかどうか☑を記入してください。 ①～④に当てはまらず特別な理由がある場合は、⑤その他の詳細欄に記入をしてください。				当てはまる
⑤その他やむを得ない特別な事情を選択する場合		①実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)				<input type="checkbox"/>
1. ①～④に当てはまらない場合は学業との関連で自宅からの通学が困難な事由を詳細欄に記入してください。		②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)				<input type="checkbox"/>
2. 入寮義務がある場合は、⑤の詳細に"入寮義務有"と記入してください。		③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)				<input type="checkbox"/>
		④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安)				<input type="checkbox"/>
		⑤その他やむを得ない特別な事情				詳細:

・通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。

・第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規程に基づき増額又は減額(複数あるときは機構の定める額)にします。

選択可能な月額に変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更願(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で願(届)出てください。

・通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借用金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借用金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要になります。(学校を通じてお渡します。)

・自宅外通学に係る証明書類の添付が必要です。

裏面「自宅外通学要件確認チャート」のいずれかの「対象区分」に該当することを確認し、該当する「提出書類」を本届にホチキス留めて提出してください。※提出された書類は返却しません。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明)	20 年 月 日	学校確認欄 (☑を記入)	以下の「対象区分」に該当し、必要書類が添付されていることを確認済						
			<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> E	<input type="checkbox"/> F	<input type="checkbox"/> G
学校名	電話番号(担当者名)						学校番号	区分	
関係課長(※)	- -								
※証明者は課長相当職以上の方としてください。	()								

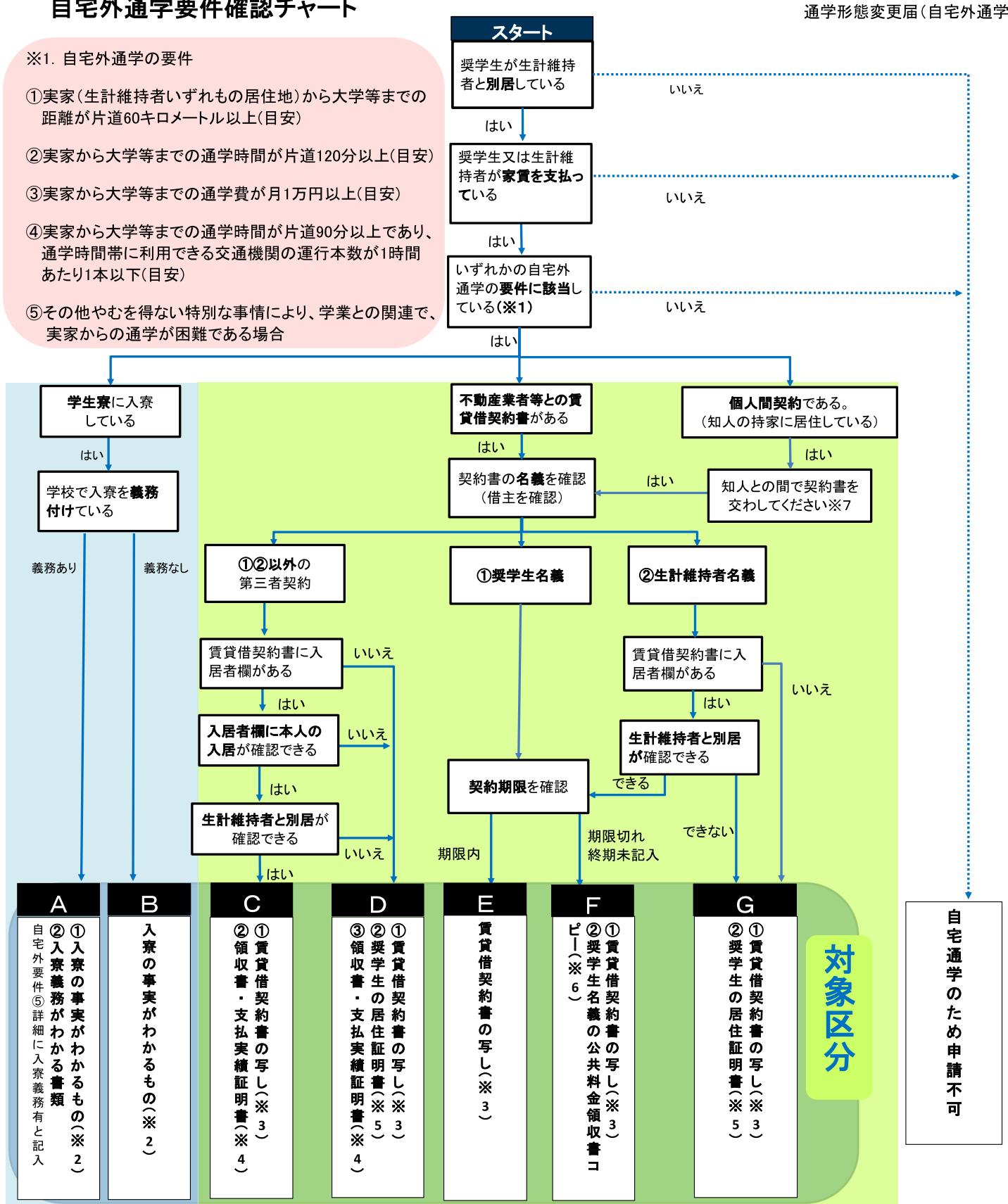
ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

自宅外通学要件確認チャート

通学形態変更届(自宅外通学)

※1. 自宅外通学の要件

- ①実家(生計維持者いずれもの居住地)から大学等までの距離が片道60キロメートル以上(目安)
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安)
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合



●各証明書類を調べるにあたっては裏面をご参照ください。

記入例（通学形態変更届）

[給付様式35]

通学形態変更届(自宅外通学)

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

給付(新制度)

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外センター

③奨学生番号

奨学生番号が発行されている場合は必ず記入してください。

奨学生番号を記入する場合は④、⑤の記入は不要です。

①提出日	西暦 2024 年 4 月 21 日
生年月日	西暦 2005 年 10 月 1 日
学籍番号	202411
フリガナ	育英 友
②氏名	育英 友

⑥自宅外への入居日

・転居と同時に自宅外通学の要件を満たす場合は転居日を記入してください。

・転居を伴わずに自宅外通学の要件を満たした場合は自宅外通学の要件を満たした日を記入してください。(例: 同居していた生計維持者が転居した場合は、一人暮らしになった日。)

⑦契約期間

・賃貸借契約書に記載された契約期間を記入してください。

・契約期限が切れている場合は更新後の契約期間を記入し、契約期間を更新したことのわかる書類も併せてご提出ください。

⑧家賃・寮費発生年月日

・契約の開始日から家賃が発生している場合は契約の開始日を記入してください。

・契約に特約があり、契約開始日より後に家賃が発生している場合は実際に家賃が発生し始めた年月日を記入してください。

⑨自宅外住所

・賃貸借契約書や入寮証明書に記載された住所を記入してください。

■ 通学形態変更 自宅通学 → 自宅外通学

自宅外通学要件 及び提出書類の確認	「自宅外通学要件確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 (該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付) <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input checked="" type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G	
⑥自宅外への入居日	西暦 2024 年 3 月 25 日	入居
⑦契約期間	西暦 2024 年 3 月 25 日 ~ 西暦 2026 年 3 月 24 日	
家賃・寮費発生年月日 ⑧	西暦 2024 年 3 月 25 日	いずれかに該当する場合☑を記入
⑨自宅外住所	〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29 駒場マンション 3階 301号	
⑩生計維持者①(現住所)	生計維持者(統柄: 父) 氏名: 育英 太郎	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13
⑪生計維持者②(現住所)	生計維持者(統柄: 母) 氏名: 育英 花子	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13
⑫キャンパス住所	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 JASSO 市谷	
自 宅 外 要 件 ⑬	下記①～④に当てはまるか☑を記入してください。 ①～④に当てはまらない場合は、⑤その他の詳細欄に記入してください。	
⑤その他やむを得ない特別な事情を選択する場合	①実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安) <input checked="" type="checkbox"/> 当てはまる	
1. ①～④に当てはまらない場合は学業との関連で自宅からの通学が困難な事由を詳細欄に記入してください。	<input type="checkbox"/>	
2. 入寮義務がある場合は、⑤の詳細に「入寮義務」と記入してください。	<input type="checkbox"/>	
⑥その他やむを得ない特別な事情	詳細:	

・通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学生貸与月額を変更します。
・第一種奨学生の貸与月額については、法令等の規定に基づき額又は減額(複数あるときは機構の定める額)にします。
選択可能な月額を変更したい場合は、第一種奨学生貸与月額変更履歴(届)の貸与様式2-1又は貸与様式2-2で提出して下さい。
・通学形態変更による第一種奨学生貸与月額に伴い、第一種奨学生の「変更後の借用金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借用金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学生貸与額同意書」の提出が必要になります。(学校を通じてお渡します。)

・自宅外通学に係る証明書類の添付が必要です。 裏面「自宅外通学要件確認チャート」の「対象区分」に該当することを確認し、該当する「提出書類」を本届にホチキス留めて提出してください。※提出された書類は返却しません。		
学校確認欄 (☑を記入)	以下の「対象区分」に該当し、必要書類が添付されていることを確認済 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input checked="" type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G	
電話番号(担当者名)	学校番号	区分
03 - 6743 - ○○○○ (支援 三郎)	999999	99

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学生に関する情報は、機構の奨学生貸与業務、奨学生貸与義務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等减免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学生の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学生の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあたる情報が提供されます。

①提出日

・奨学生が学校へ提出した日を記入してください。

②氏名

・氏名は必ず奨学生ご自身で記入してください。

④採用候補者決定通知登録番号

⑤進学届入力日

・進学する前に進学予定の学校を通じて提出する場合は④を記入してください。

・進学した後、進学届を入力後に提出する場合は④、⑤ともに記入してください。

⑩生計維持者(現住所)

・奨学生番号がない場合は、進学届で届け出た(又は届け出る予定)生計維持者を記入してください。

・奨学生番号がある場合は、以下の①～③のいずれかのうち最も直近に届け出た生計維持者を記入してください。

①進学届(2024年度の予約採用者が該当)

②スカラネット(2024年度の在学採用者が該当)

③在籍報告(2023年度以前の採用者が該当)

・機構に届出済の生計維持者が記入されていない場合は不備になります。

・生計維持者の住所は自宅外通学申請時点の住所を記入してください。機構に届出済の住所と相違していても構いません。

⑪キャンパス住所

・主に通学しているキャンパス住所を記入してください。

・通学しているキャンパスが複数ある場合は週の半分以上通学しているキャンパスを記入してください。

⑫自宅外要件

・①～④のいずれかに当てはまるものに✓を記入してください。

・①～④に当てはまらない場合は学業に関連したやむを得ない事由があれば⑤詳細欄に記入してください。

学業に関連した事由でない場合は自宅外通学は認められません。

・独立生計維持者は⑤詳細欄に独立生計維持者である旨を記入してください。

・社会的養護の必要な者として採用された者は⑤詳細欄に社会的養護の必要なものである旨を記入してください。